

野田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 5 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 4 9 号

野田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

野田市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年野田市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「1 回以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。